

消費生活センターだより

若者に多い消費者トラブル特集

昨年4月に成年年齢が20歳から18歳に引き下げられたこともあり、鈴鹿亀山消費生活センターに寄せられる消費者トラブルに関する相談の中でも、若者からの相談件数が増加しています。

成年になったばかりの若者は、契約に関する知識が乏しいこともあります。内容をよく理解しないまま、安易に契約を結んでしまう傾向があります。また、未成年者の場合は、親の同意なく結んだ契約は原則取り消すことができますが、成年になるとそういった保護がなくなります。このようなことが、若者からの相談の背景にあると考えられます。

そこで、若者に多い最近のトラブル事例と対策を紹介します。

●事例①

「簡単に稼げる」というインターネットの広告を見て、情報商材（注1）を購入した。その後、事業者から電話で「有料プランに入り、サポートを受けなければ稼げない」と言われて高額な有料プランを契約した。指示どおりに作業しても稼げないので解約したい。

（注1）インターネットの通信販売などで、副業や投資で高額収入を得るためにノウハウなどと称して販売されている情報

解説

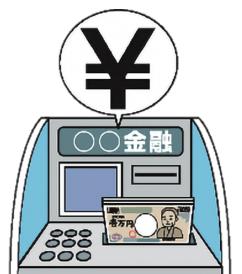
情報商材は購入するまで内容が分からぬいため、広告と違い、あまり価値のない情報だったという場合があります。電話で勧誘を受けてサポートプランなどの契約をした場合は、定められた期間内であればクーリング・オフにより、違約金を支払うことなく契約を解除できます。



消費者庁イラスト集より引用

対策

- 少しでも納得のいかない契約であれば、契約書、広告の画面、事業者とのやり取りの記録、契約に至った経緯などを整理しておきましょう。
- クレジットカードで決済した場合は、クレジット会社に相談しましょう。
- 楽をして稼げるうまい話はありません。「簡単に稼げる」ことを強調する広告は、安易に信じないようにしましょう。
- 知人や友人から勧誘され断りにくい場合でも、必要のない契約は断りましょう。特に、高額な契約を勧誘されたり、話が違うと思ったらきっぱりと断りましょう。
- 「お金がない」と言って断ると、消費者金融などの借金を勧められる場合があります。断る際は、「契約しない」とはっきり言いましょう。



消費者庁イラスト集より引用

●事例②

半年前に契約し、施術を受けていた脱毛サロンが倒産した。料金は、クレジットカードの分割払いにしており、支払いが残っている。残金の支払停止と未施術分の返金をしてほしい。

解説

事業者が倒産して破産手続きが開始された場合、事業者の財産は、破産管財人(弁護士)の管理下に置かれるため、返金などについて事業者と直接話し合いはできません。

ただし、クレジット払いをしている場合は、クレジット会社へ残金の支払いの停止を求めるよう主張することができます。

なお、倒産に至らないまま、経営不振により施術が受けられなくなるケースもあります。



消費者庁イラスト集より引用

対策

- 破産管財人からの連絡を待ち、清算配当の手続きの確認をしましょう。
- クレジット会社へ残金の支払いの停止を求める場合は、まずはクレジット会社へ問い合わせましょう。
- クレジットカードで一括払いしている場合は、クレジット会社によって対応が異なりますので、早めにクレジット会社に相談しましょう。



消費者庁イラスト集より引用

●事例③

低価格で1回限りの購入だと思って申し込んだが、支払総額が高額な定期購入だった。請求書も同封されており、商品の返品もしたい。

解説

「お試し」「初回限定〇〇%オフ」「解約可能！」などとお得感を強調した美容・化粧品、健康食品などのネット注文は、注文を確定する前に必ず最終確認画面の内容を確認してください！



出版物等のイラストを消費者庁HPより引用

対策

- 1回限りの購入か確認しましょう。「〇ヶ月コース」「定期」「自動更新」「無期限」などの表示があれば、2回目以降も届きます。
- 2回目以降の価格を確認しましょう。「初回」価格と「2回目以降」の価格は違います。
- 解約の方法を確認しましょう。「1回限りで」「簡単に」「無料」で解約できますか？上記の内容については、改正特定商取引法により、最終確認画面で明確に表示しなければいけません。誤認させる表示により申し込みをした消費者は、契約を取り消せる可能性があります。

その他にも多種多様なトラブルが発生していますので、少しでも不安等がありましたら、すぐに下記の消費生活センターまでご相談ください。

～消費生活に関する相談・出前講座と法律相談のお申し込みは鈴鹿亀山消費生活センターへ～

住 所：鈴鹿市算所二丁目5番1号 鈴鹿ハンターショッピングセンター2階

T E L : 059-375-7611 FAX:059-370-2900

E-mail: skshouhi@mecha.ne.jp

〔 相談時間：面談： 平日 午前10時～午後5時まで(年末年始を除く。)
電話： 平日 午前9時～午前12時 午後1時～午後5時まで いやや 〕

◎土・日・祝日(年末年始を除く。)は「消費者ホットライン」188番へ

<発行元>鈴鹿亀山地区広域連合・鈴鹿亀山消費生活センター